2025年度重点課題　会員の拡大について（案）

2025.2.24

1. 会員の種類の拡大

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 正会員 | 賛助会員 | 受講会員 | 名誉会員 | （会員以外） | 備考 |
| 会員の内容 | 会の運営・方向性を決定する会員 | 会の活動をサポートしてくれる会員 | 一般の方を対象とし講演会・勉強会等へ参加してくれる会員 | JRMNのOB・OGを対象とした会員（講演会・勉強会への参加） | （一般人） |  |
| 定款との関係 | 記載あり一般財団法人に関する法律上の社員 | 記載あり | なし当面は内規で位置づけ（定款の変更へ） | なし当面は内規で位置づけ（定款の変更へ） | － |  |
| 総会議決権 | ● | × | × | × | × | 定款 |
| 理事会オブザーバー | ● | ● | × | × | × | 会の運営 |
| 年会費（入会金は不要） | 5000円 | (HPでは10､000円)1000円～3000円？ | なし | なし | × | 会費は内規 |
| ＨＰ閲覧 | トップページ | ● | ● | ● | ● | ● |  |
| 会員専用ページ | ● | ● | ● | ● | × | 事業計画書も |
| 勉強会 | ● | ● | ▲ | ▲ | × | ▲会の運営関係 |
| 情報交換会 | ● | ● | 原則× | ● | × | 個人情報関連 |
| 深読み会 | ● | ● | ● | ● | × |  |
| リスク学会共催セミナー | ● | ● | ● | ● | ● |  |
| JRMN講演会 | ● | ● | ● | ● | ● |  |
| 知の市場講師 | ● | ● | × | × | × | 会を代表 |
| 会員交流集会(家族可) | ● | ● | ● | ● | × |  |
| ｻｲｴﾝｽﾌｪｱin兵庫 | ● | ● | × | × | × | 会を代表 |
| 大阪環境ネット連携 | ● | ● | 内容による | 内容による | × |  |

定款の第５条（法人の構成員）

一 正会員 「日本リスク研究学会」登録のリスクマネジャ及びこの法人の目的を達成するための知識を有すると認められる者

二　準会員 「日本リスク研究学会」の認定するリスクマネジャ養成プログラム受講生で、この法人の目的に賛同する者

三　賛助会員 本会の目的に賛同し、本会の活動を援助する企業、団体及び個人

会員拡大に関する検討項目

1)正会員に関する内規

定款の正会員の「この法人の目的を達成するための知識を有すると認められる者」を内規で規定

　たとえば、共催セミナーを３講座以上受講しレポート提出など

　「リスク管理士」のような当会が認定する資格でもよい

2)賛助会員の会費

3)受講会員についての内規

受講会員についての説明文

申込方法、申込用紙

会員継続の有無の確認方法など

4)名誉会員についての内規

名誉会員についての説明文

登録は意思を確認するだけ

会員継続の有無の確認方法など

5)以上の内容のホームページへの公開

6)名誉会員となることの意思の確認対象・時期

7)受講会員

　JRMN独自セミナー、勉強会の開催とそれに合わせた会員募集（共催セミナー参加者）

　大阪環境ネットを通した募集

　知の市場受講生への案内（講座取りまとめ機関との連携）

名誉会員に関する内規

2025.3.理事会採択

（本内規の目的）

第１条　本内規は、一般社団法人日本リスクマネジャネットワーク（以下「本会」という）の名誉会員に関する事項を定めるものである。

（本内規の内容）

第２条　本内規は、以下の項目について規定する。

(1)名誉会員の定義

(2)名誉会員の内容

(3)名誉会員の会費

(4)名誉会員への登録方法

(5)名誉会員資格の喪失

（名誉会員の定義）

第３条　本会からの退会者で本会の名誉会員となることを希望する人、リスクマネジャの資格保持者で本会の会員になったことがない人のうち本会の名誉会員となることを希望する人を名誉会員とする。

（名誉会員の内容）

第４条　名誉会員は、本会の運営に携わることはできないが、本会が行う事業のうち別紙１に記載する事業に参加できる。別紙１は当会のホームページに掲載し変更があれば更新するため、名誉会員は最新の情報を確認する。

（名誉会員の会費）

第５条　名誉会員の会費は無料とする。

（名誉会員への登録方法）

第６条　名誉会員を希望する者は、連絡用メールアドレス、氏名を本会事務局へ連絡する。連絡用メールアドレスに変更があった場合は速やかに事務局へ連絡する。

（名誉会員資格の喪失）

第６条　本会事務局から、毎年度末に名誉会員継続の確認を電子的な方法で行うが、３カ年連絡がとれない人は名誉会員資格を喪失する。

以上

受講会員に関する内規

2025.3.理事会採択

（本内規の目的）

第１条　本内規は、一般社団法人日本リスクマネジャネットワーク（以下「本会」という）の受講会員に関する事項を定めるものである。

（本内規の内容）

第２条　本内規は、以下の項目について規定する。

(1)受講会員の定義

(2)受講会員の内容

(3)受講会員の会費

(4)受講会員の責務

(5)受講会員への登録方法

(6)受講会員資格の喪失

（受講会員の定義）

第３条　本会の目的のひとつ「リスクマネジメントの普及」を理解し、本会の実施する講演会や勉強会等に参加を希望する人で、本会の正会員、賛助会員、名誉会員を除く人を受講会員とする。

（受講会員の内容）

第４条　受講会員は、本会の運営に携わることはできないが、本会が行う事業のうち別紙１に記載する事業に参加できる。別紙１は当会のホームページに掲載し変更があれば更新するため、受講会員は最新の情報を確認する。

（受講会員の会費）

第５条　受講会員の会費は無料とする。

（受講会員の責務）

第6条　受講会員は以下の責務を負う。

・本会の事業を実施する上での留意事項を遵守する。

・本会の事業に可能な範囲で協力する。

・本会が提供する資料を許可なく複製・複写しない。

（受講会員への登録方法）

第7条　受講会員を希望する者は、連絡用メールアドレス、氏名、所属を本会事務局へ連絡する。登録内容に変更があった場合は速やかに事務局へ連絡する。

（受講会員資格の喪失）

第8条　本会事務局から、毎年度末に受講会員継続の確認を電子的な方法で行うが、３カ年連絡がとれない人は受講会員資格を喪失する。また、上記の受講会員の責務に反する行為をするなどの場合、本会の理事会での決議を経て、受講会員の資格を喪失させることがある。

以上